随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 （道路災害復旧工事）	
工事概要	市道マリンタウン1号線　外120路線　　路線延長　L=20,917m ・排水工　N=1式　・舗装工　N=1式　・擁壁工　N=1式 ・法面工　N=1式　・防護柵工　N=1式　・区画線工　N=1式 ・道路照明工　N=1式　・取壊工　N=1式	
契約の相手方	所在地	代表者　石川県金沢市玉川町5番15号
	名称・代表者	清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体 代表者　清水建設（株）　北陸支店 執行役員支店長　角野　淳一郎 構成員　日本道路（株）　金沢営業所 所長　雪城　勉 構成員　（株）不動テトラ　金沢営業所 所長　木戸　仁 構成員　（株）里谷組 代表取締役　里谷　光弘
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者として選定されており、ECI方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和8年10月27日	
契約金額	7,364,613,300円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市河井町　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和8年10月28日　から　令和12年3月29日　まで	
担当課	土木課	

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	輪島市災害復旧復興事業輪島西部エリア整備工事 （橋梁災害復旧工事）	
工事概要	市道鳳至町河井町線　いろは橋　外 1 橋 ・架替　N=2 橋	
契約の相手方	所在地	代表者　石川県金沢市玉川町 5 番 15 号
	名称・代表者	清水・日本道路・不動テトラ・里谷特定建設工事 共同企業体 代表者　清水建設（株）　北陸支店 執行役員支店長　角野　淳一郎 構成員　日本道路（株）　金沢営業所 所長　雪城　勉 構成員　（株）不動テトラ　金沢営業所 所長　木戸　仁 構成員　（株）里谷組 代表取締役　里谷　光弘
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
随意契約によることとした理由	本工事は、輪島市災害復旧復興事業重点整備エリアにおける対象工事である。重点整備エリアにおいては、複数の事業（工種）を一体的かつ円滑に推進するため、高度なマネジメント能力を有する施工者を選定する必要があることから、技術提案･交渉方式【ECI 方式（技術協力･施工タイプ）】による公募型プロポーザルを実施し、施工予定者を選定した。 上記共同企業体は、重点整備エリアのうち輪島西部エリアの施工予定者として選定されており、ECI 方式に基づき、対象エリアにおける調査、設計及び施工計画に関する技術協力業務を実施している。 本工事は、当該技術協力業務の成果を反映した工事であり、また、ECI 方式の運用に係る基本協定に基づく対象工事であることから、本工事を適切かつ円滑に実施できる者は、上記共同企業体に限られる。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。	
契約年月日	令和 8 年 10 月 27 日	
契約金額	2,192,832,400 円（税込）　（一部債務負担行為）	
工事場所	輪島市河井町　外　地内	
工事種別	土木工事	
工期	令和 8 年 10 月 28 日　から　令和 12 年 3 月 29 日　まで	
担当課	土木課	